

多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会業者選定委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な実行委員会運営に資するため、多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 一件予定価格 160 万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関すること。
- (2) 一件予定価格 100 万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関すること。
- (3) 一件予定価格 100 万円以上の委託契約に係る業者の選定に関すること。
- (4) 一件予定価格 80 万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関すること。
- (5) 前各号を除き、一件予定価格 50 万円以上の特定業者の選定に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関すること。

(構 成)

第 3 条 選定委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局観光部長

委 員 同局観光部振興課長

同局観光部企画課課長代理（経理担当）

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

(選定委員会の運営)

第 4 条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招 集)

第 5 条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 選定委員会の開催にあたっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、令和6年11月25日から施行する。